

◎新潟県告示第997号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出があった。

令和7年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
十日町市休日一次救急診療センター	十日町市高田町3丁目南442番地	令和7年10月5日